

平成24年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成24年12月18日 午前10:00

○閉 会 午後 0:26

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正	議会事務局次長 畠 山 靖 男
--------------	-----------------

平成24年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成24年12月18日（4日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第64号 潟上市水道水源保護条例（案）について
- 日程第 3 議案第65号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第66号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第67号 潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第68号 潟上市環境基本計画（案）について
- 日程第 7 議案第69号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第70号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第71号 男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第10 議案第72号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第11 議案第73号 平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第12 議案第74号 平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第75号 平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第14 議案第76号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第15 議案第77号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 平成 2 4 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 4 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (第 1
号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 4 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(案) について
- 日程第 1 9 陳情第 7 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組
み」の構築を求める意見書の採択について
- 日程第 2 0 陳情第 9 号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情
- 日程第 2 1 陳情第 1 0 号 消費税増税に関する意見書の提出について
- 日程第 2 2 陳情第 1 1 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員
を求める陳情書
- 日程第 2 3 陳情第 1 2 号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
- 日程第 2 4 陳情第 1 3 号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書
- 日程第 2 5 陳情第 1 4 号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書
- 日程第 2 6 陳情第 1 5 号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情
書
- 日程第 2 7 陳情第 1 6 号 地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財政の充実を
求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第 2 8 陳情第 1 7 号 年金 2. 5 %削減中止を求める意見書の陳情

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項を申し上げます。

根市民生活部長から、12月6日の10番佐藤義久議員の一般質問、1、し尿処理の昭和衛生センターについての答弁において、昭和衛生センターの建物の構造に関して「鉄骨造りで耐用年数34年」の発言を「鉄筋コンクリート造りで耐用年数50年」に訂正したい旨の申し出がありました。この取り扱いについては、会議規則第64条中「議長の許可を得て発言を訂正することができる」の規定を適用し、議長において許可することにしましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

（「議長」の声あり）

○議長（千田正英） 報告に対しての発言ですか。

（「はい」の声あり）

○10番（佐藤義久） 今回の部長の説明訂正についてはわかりましたけれども、そうすると、関連する答弁が変わってくると思われまますので、3つほどお聞きしたいと思いたすけれども、よろしいでしょうか。

○議長（千田正英） 今日は、報告に対しての質疑は、今日の日程に入っていないので、報告だけで終わりたいと思いたす。あくまでも議長の報告ですから。

○10番（佐藤義久） 議事録の修正はどうなりますか。

○議長（千田正英） あくまでも訂正に関する報告でございます、議長の。

○10番（佐藤義久） 議事録訂正してもらおうのと、議会だよりの編集にもかかわってきますし、施設は老朽しているのかしていないのかという確認もしたいし、補助金の返還などがないのかという質問をしたいと思いたすけれども。

○議長（千田正英） 諸般に対する一般質問の質問は、この後での一般質問で、そういう

機会に一般質問で質問してもらいたいと思います。あくまでも今日は、諸般の報告に対しての、議長の報告でございます。それで、訂正に関する法的な規定はありませんので、あえて今日は議長の報告として、今日、諸般の報告で訂正を申し出ましたので、それを報告した次第でございます。

- 10番（佐藤義久） わかりましたけど、議長に後ほどといいますか、後日になりますか、議会だよりの編集についても答弁内容が変わってくると思いますので、宜しくご配慮お願い致します。

【日程第2、議案第64号 潟上市水道水源保護条例（案）について から 日程第28、陳情第17号 年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情まで】

- 議長（千田正英） 日程第2、議案第64号、潟上市水道水源保護条例（案）についてから日程第28、陳情第17号、年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情までを一括議題とします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各委員長報告の後、条例案、計画案、指定管理、規約の協議及び陳情については議案ごとに採決まで行いますが、平成24年度各会計補正予算案については質疑までとし、委員長報告がすべて終了後に討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

- 総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。

私から総務文教常任委員会のご報告を申し上げます。

平成24年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

1. 審査年月日 平成24年12月10日、11日の2日間で行いました。
2. 出席委員 児玉春雄、藤原幸作、菅原理恵子、戸田俊樹、堀井克見、
佐々木嘉一、藤原幸雄
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者、議会事務局長、
部長待遇企画政策課長兼新庁舎建設室長、各関係課長

4. 書 記 総務学事課の菅原加奈子さんを指名しております。

5. 審査の経過と結果について申し上げます。

議案第65号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、平成25年1月1日供用開始を予定している追分自治会館の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものでございます。

委員から、使用料の徴収について質問があり、当局からは、自治会館設置条例の規定により使用料を徴収するが、自治会館使用料減免取扱規程に基づき、自治会・婦人会・老人クラブ・子ども会等これに類する団体が使用する場合には100分の100の減免が適用となり、市内・市外を問わず営利を目的とする場合には使用料を徴収するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、蒲沼分館施設の老朽化により、分館の機能を蒲沼ことぶき荘に統合することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

委員から、公共施設の統廃合に伴う旧施設の利用についての質問があり、当局からは、地域との協議を踏まえた上で決定するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、塩口児童館施設の老朽化により、児童館の機能を塩口ことぶき荘に統合することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法の規定により、天王本郷自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

委員から、指定管理期間が3年から5年へ延長になったことについての質問があり、当局からは、3年間の管理実績が良好であることから、指定管理期間の最長である5年間としたとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

第2表地方債補正は、農業基盤整備事業について限度額3,980万円を1,370万円に減額、

漁港整備事業について限度額1,800万円を2,800万円に増額、道路整備事業について限度額1億1,280万円を7,980万円に減額、社会体育施設整備事業について限度額7,710万円を9,250万円に増額、コミュニティ施設整備事業について7,400万円を新たに追加するものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款2項固定資産税は、現年課税分2,500万円の減額補正で、固定資産税の評価替えに伴う評価額の下落率拡大によるものでございます。

18款1項繰越金784万6,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

19款5項雑入は、市有建物共済災害共済金分の202万7,000円の増額です。これは有線放送施設の落雷及び着雪被害共済金であります。

20款1項市債は4,030万円の増額で、主なものは、新たにコミュニティ施設整備事業を実施することによるものと社会体育施設整備事業債に合併特例債を活用することとしたものでございます。

委員からは、今後の合併特例債の発行計画について質問があり、当局からは、総合発展計画後期基本計画に基づいて計画的に活用していくとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項総務管理費1目一般管理費は1,513万8,000円の増額で、主なものは退職者が6名増となったことによる退職手当負担金です。

5目財産管理費153万9,000円の増額の主なものは、八郎潟ハイツの経営診断業務委託料です。

委員から、八郎潟ハイツの経営等についての質問があり、当局からは、市有財産である「八郎潟ハイツ」について、宿泊施設経営について現状を把握し、多様な施設への適応性について広範にわたり診断するものとの回答がありました。

6目企画振興費1,390万4,000円の増額は、多目的交流施設実施設計委託料1,464万7,000円と地質調査委託料141万9,000円が主なものです。

委員から、多目的交流施設のボーリング調査について、以前にも同地で調査を実施しており、そのデータを活用できないかと質問があり、当局からは、昭和50年と平成18年に調査しているが、調査地は旧校舎の外周で実施されたものであり、支持層にも変化があるため、建設予定地の中心部分を調査するとの回答がありました。

17目市役所庁舎整備事業費2,000万円の増額は、新庁舎建設用地の樹木伐採と伐根工

事請負費でございます。

委員から、工事に伴う発生材の処分について質問があり、当局からは、指定処分となることから適正に処理するとの回答がありました。

3款2項4目保育園費1,147万5,000円の減額の主なものは、非常勤職員報酬の有資格保育士非常勤職員の応募が少なく、資格を有しない非常勤職員で対応したことによるものです。

10款2項小学校費168万8,000円の増額の主なものは、大豊小学校に在籍する肢体不自由児支援のための椅子式階段昇降機設置工事によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第9号、オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情。

本陳情は、沖縄をはじめ全国知事会においても反対声明を表明しており、願意妥当とする意見と、日米安全保障条約のもと配備されたものであり、内閣の決定に従うべきとの意見がありました。

本陳情は、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決しました。

陳情第10号、消費税増税に関する意見書の提出について。

本陳情は、国会で審議され決定した事項であるため、意見書の提出はすべきでないと、全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情第13号、「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書。

本陳情は、公立・私立高校に係る教育費の無償化を拡大・継続して求めるものであり、その願意は妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第14号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書。

本陳情は、少人数学級に関する自治体負担の軽減を国へ求めるものであり、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第16号、地域経済活性化と雇用対策強化のための地方財源の充実を求める意見書採択に関する陳情書。

本陳情は、願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上をもって、総務文教常任委員会の報告と致します。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第65号、潟上市自治会館設置条例の一部を

改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第65号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第66号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第67号、潟上市児童館設置条例の一部を改正する条例（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第69号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 委員長、どうも御苦勞さまでございました。

委員長報告の3ページ目でございますけれども、2款1項総務管理費5目財産管理費ですけれども、これは八郎潟ハイツの経営診断業務委託料168万円ですけれども、このことについては別にどうこうということございませぬが、このハイツはですね現に第三者で経営をなさっておりますので、よく現状の把握等などわかると思っておりますけれども、審査の内容等につきまして少しご説明をいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 15番さんにお答えを致します。

この八郎潟ハイツの経営診断のことにつきましては、委員から大変この何と申しますか前向きのご検討をいただきました。委員からはいろいろ質問がございましたけれども、当局から大変懇切丁寧なご説明をいただいたことを、まずもってお知らせをしたいと

思います。

この経営診断委託料につきましては、皆さんもご案内のとおり、八郎潟ハイツは言うまでもなく市有財産であるということにつきまして、現在、八郎潟ハイツを貸与している契約期間が平成26年3月31日まででございますが、普通財産賃貸借の契約書第11条の規定によりますれば、6カ月前にその判断、決定に当たっては、経営診断を実施しなければならないということがございます。そこで診断に当たっては、現状のように同施設が今後も宿泊施設として経営する形態を維持することの優位性や方向性を見極めるということで専門家に、コンサルタントをお願いをし、そしてこの予算を計上したということでございますので、そのコンサルタントのご意見を十分参酌をしながら市の方で慎重に対応すると、こういう予算でございましたのでご報告を致します。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。はい、15番。

○15番（西村 武） 委員長の答弁で大体わかりますけれども、この宿泊施設の経営というのは、要するに現在の経営者が大変、当初600万円の借入料ですか、そういうものを支払っておりまして、次に300万、次にゼロ円となっておりますけれども、そういう中で今、委員長からは賃貸借契約ですね、その契約を更新するためには3カ月とか、あるいはですね市の方から例えばこの経営状況が診断の結果、あまりよくなくて、例えばこれを放棄するとかそういうときは6カ月前に相手にきちっと契約の解除を伝えなきゃいけないけれども、普通であれば、これは3カ月かな、例えばその借り主が契約を解除したいというときは3カ月だと思いますけれども、診断の結果、例えばとてもこれは経営成り立っていかないというときには、その経営者が経営する意欲ですか、そういうものがあるのかどうか、その辺のところは話し合いをしたのかどうかですね、ひとつお答え願います。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 今の西村議員から、今の会社の経営者というかやっている方々が、この後継続するかしないかということの審議はしませんでした。ただ、今の経営している状況、例えば会社を運営するには、西村議員が一番会社のオーナーなんでございますけれども、例えば収益性がどうかと、あるいは生産性、危険性とか、いろいろなその今の会社のやり方で健全性、成長性でその問題あるのかどうかということも含めまして、コンサルタントに総合的に八郎潟ハイツ全体を総合的にコンサルをしていただくと、こういうその費用でございまして、それに基づきまして市の方ではじっ

くり考えて、いわゆる6カ月前に答えを出さなければならないということでございますので、25年の9月頃までですか、それまでには結論を出さなければならないということで今からこの予算を計上し、そして可決していただいて慎重に審査するということがございますので、それ以上の質疑はございませんでした。

○議長（千田正英） 15番、再々質問ありますか。

○15番（西村 武） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第9号、オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号、消費税増税に関する意見書の提出についての質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） この問題については、国会では決まりましたけれども、国民の中では圧倒的に消費税を上げていただきたくないという声も多数あるのが事実です。それで、社会保障と税の一体改革関連法というようなことについて、委員会の中で意見が出たのかどうなのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 18番藤原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） このことにつきましても大変慎重に審議をしました。

これは当時の民主党、自民党、あるいは公明党で決まったわけでございますけれども、

今後とも経済情勢を見ながらこれを導入しようということをございましたので、委員会ではそれをよしとして、このとおり決定をしたことを報告致します。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありませんか。

○14番（藤原典男） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「はい、14番。」の声あり）

○議長（千田正英） 最初に、原案に賛成者の発言を許します。14番。

○14番（藤原典男） 陳情は消費税増税に関する意見書の提出ということで、消費税を上げてもらいたくないという陳情の原案ですけれども、総務文教常任委員会では否決であります。私は陳情どおりにこれは採択した方がいいという立場から討論致します。

国会では、社会保障と税の一体改革ということで増税分と、それから同時に年金の削減2.5%が行われました。しかし、今後の社会保障に対する具体的な案は全然明らかにならないまま、ここだけが決まってしまったわけです。3月11日以降、福島・宮城県の復興・復旧をしなければならないとき、明日の生活をも大変な方々にとって、被災地へのこの増税に対しては、復興に水をかけるようなものでございます。

また、不況のもと、経営が大変な中小業者の実態を見るならば、経営がますます困難となっていきます。

年間収入200万円以下の方が1,000万人を超えております。さらに低所得者は大変です。貧困と格差もますます大きくなります。財政再建は大企業や富裕層への当たり前の優遇税制をやめること、当たり前に税金を取ること、むだな大型開発をやめれば財源が生まれます。これは、この陳情については、私は願意妥当と思いますので、総務文教常任委員会では否決でありますけれども、陳情は採択すべきだということで討論を終わります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで討論を終わります。

これより陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳

情第10号、消費税増税に関する意見書の提出についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立少数です。したがって、陳情第10号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第13号、「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第16号、地域経済活性化と雇用対策強化の為のための地方財政の充実を求

める意見書採択に関する陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長(小林 悟) それでは、平成24年第4回定例会で社会厚生常任委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審議年月日 平成24年12月10日

出席委員 中川光博、大谷貞廣、伊藤栄悦、西村 武、千田正英、小林 悟であります。

説明当局市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長であります。

書記は、福祉保健部社会福祉課鎌田直樹さんをお願いしております。

審査の経過と結果

議案第68号、潟上市環境基本計画(案)について。

本計画は、潟上市総合発展計画の環境面からの実現に向けた施策の展開を目的に、環境保全の基本理念や施策の基本方針を宣言した潟上市環境基本条例に基づいて策定するものであります。

委員からは、飲料水源を地下水に頼っていることが本市の特徴であることから、地下水を守ることが市民にとって身近で関心が高いため、取り組みをどのように位置づけているか質問があり、計画では市民へのアンケートをもとに関心の高かった3点の重点的取り組み目標を掲げているが、地下水の水環境を守ることも同様に大切なことから、全戸配布予定の概要版において広く周知していく旨、説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について。

本案は、潟上市有線放送電話施設の指定管理者に一般社団法人潟上市有線放送電話協会を指定するものです。

委員からは、費用対効果に関して質問があり、緊急的な修繕等は一般会計からの支出はあるが、基本的に加入者の利用料金で運営できており、有効な情報手段の一つであると説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部を変更する規約の協議について。

本案は、昭和地区及び飯田川地区のし尿及び浄化槽汚泥について男鹿地区衛生処理一部組合で処理することに伴い、組合の経費の支弁方法等規約を改正するものです。

委員からは、構成市の負担金割合の平等割部分である5分の1部分を男鹿市5分の2、潟上市5分の3とした根拠について質問があり、平成17年の市町村合併時に旧市町村単位で負担割合を決定していたことを踏まえて、今回の負担割合に変更したものであると説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金2,434万4,000円の増額の主なものは、障害者福祉費負担金の増で、障がい福祉サービスの実績見込みの増によるものです。

14款1項1目民生費県負担金1,343万5,000円の増額の主なものは、障害者福祉費負担金1,547万7,000円の増と、子ども手当負担金232万9,000円の減によるものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項14目防犯対策費664万円の増額の主なものは、修繕料510万1,000円で、倒壊等による防犯灯修繕にかかわるもので、灯具修理の際に省エネ及び長寿命が期待できるLED灯へ切り替えていることに伴う単価増によるものです。

15目有線放送事業費213万8,000円の増額は、大雪の着雪によるケーブルの伸びや落雷の影響による故障に対する修繕料で、いずれも共済の保障対象となっております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費619万5,000円の増額は、戸籍副本バックアップシス

テム導入委託料で、想定外の災害等により戸籍の正本並びに副本の両方が同時に滅失することを防止するためのシステム導入にかかわるものです。

委員からは、国主導でシステム導入する経費のため、補助等はないか質問があり、専用装置は国で負担するが接続のための経費等自治体負担部分についても地方交付税で措置するように要望している。しかし、現段階では措置しない旨の回答があったとの説明がありました。

3款1項2目障害者福祉費6,605万6,000円の増額の主なものは、介護給付費・訓練等給付費5,552万9,000円で、制度改正に伴う障害福祉サービスの単価増や実績見込みの増によるものです。

6目老人福祉費381万1,000円の減額の主なものは、老人福祉施設措置費負担金506万円の減額で、施設入所者の減によるものです。

委員からは、備品購入費で購入する軽多目的ダンプの利用目的についての質問があり、主に高齢者世帯等の除排雪作業を行う自治会や自主防災組織等を対象に貸し出しするとの説明がありました。

7目介護保険費1,537万5,000円の増額は、介護保険事業特別会計繰出金で介護給付費の市負担分や介護認定システム改修委託分等の繰出金です。

3款2項8目子ども手当費1,184万円の減額は、対象児童数の減少に伴う実績見込みによるものです。

4款1項1目保健衛生総務費105万6,000円の増額の主なものは、健康かたがみ21計画の印刷製本にかかわるものです。

委員からは、報償費にかかわる潟上市医療行政懇談会の委員構成や内容についての質問があり、市の各種健診に携わる市内総合病院と個人医院の医師から構成される懇談会で、健診等の事業や災害時の対応等について円滑な運営ができるよう意見交換するものとの回答がありました。

4款2項5目し尿処理費416万9,000円の減額の主なものは、男鹿地区衛生処理一部事務組合負担金の確定によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ6,289万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ37億8,976万

7,000円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者支援金等の支払額の確定に伴う交付金等の増額です。

歳出の主なものは、3款1項1目後期高齢者支援金4,617万9,000円で、社会保険診療報酬支払基金への支払額の確定によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,045万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、所得修正等に伴う保険料還付金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ1億3,990万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ31億1,269万5,000円とするものです。

歳入の主なものは、3款1項1目介護給付費負担金2,256万1,000円、4款1項1目介護給付費交付金3,131万8,000円で、いずれも介護給付費見込額の増によるものです。

歳出の主なものは、2款1項1目介護サービス給付費9,048万5,000円で給付見込みの増によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第11号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。

本陳情書については、夜勤等の労働条件の改善や医師等の増員により、安全・安心の医療及び介護の体制づくりを求めるものであることから、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第12号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書。

本陳情書については、介護職員処遇改善加算を継続することにより、賃金や介護職員の人手不足の改善につながるとされるため、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第15号、国に、生活保護水準の引き下げをしないことを求める陳情書。

本陳情書は、生活保護水準を引き下げることにより、受給者の健康で文化的な最低限度の生活を営むことに影響があると思われることから、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第17号、年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情。

本陳情書については、社会保障制度改革国民会議で審議・検討することとされており、選挙後の動向を見定めた上で審議すべきと判断し、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告ありました議案第68号、潟上市環境基本計画（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第68号、潟上市環境基本計画（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第70号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、男鹿地区衛生処理一部事務組合理約の一部を変更する規約の協議について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 委員長、御苦労さまでした。

1つ目ですが、議長、3つあれば3つ一緒に言った方がよろしいですか。

○議長（千田正英） はい。

○10番（佐藤義久） 第3条に、男鹿市及び潟上市を明記していないのはなぜかなと思ひまして、両市以外のものを今後処理するお考えなどがあるかどうか推測しましたが、この点について質疑応答がありましたらご説明ください。

それから、11条の（1）の負担割合が不均衡に思います。合併以来8年、両市・両町が念頭にあるようですが、この点について5分の1の配分は半々が妥当だと思ひましたけれども、今後早期に改正時期を明記する、もしくは4年後など、見直すとかのご意見があったかどうか、この点について質疑応答をご説明願いたいと思います。

3つ目ですが、委員会として昭和の現場視察検証はされておりますか。

以上です。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 10番さんにお答えします。

1つ目の両市以外の処理がこの後考えられるかということですが、この点については質疑はしておりません。いわゆる男鹿市と潟上市のものである、中身についてだけということでありました。

それから2つ目ですが、この後、平等割5分の1について話し合いがこの後協議されるのかという話でありましたけれども、将来の負担割合については交渉していくべきと考えていますけれども、時期的なことについてはこの後検討していくとの答えがありました。いずれにしろ、平成17年の市町村合併時に男鹿市、旧若美町が合併したことにより、この割合が出されたものでありまして、今回もこのことが活かされていくものであるということで、協議会の中で男鹿市が5分の2ですか、潟上が5分の3ということが決まったようであります。

それから3つ目の、現場には行っておりません。

以上です。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。

○10番（佐藤義久） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、17番。

○17番（堀井克見） 委員長、御苦労さまです。

今、この10番さんからも質問ありましたが、男鹿地区衛生処理組合、付託する段階、大綱質疑の中でも私ちょっと申し上げておりますが、決定的に反対するというわけではありませんが、やはり今後継続されていくわけですから、どういう内容なのかということとを改めて確認をさせていただきたいと思います。

要はその5分の1の部分を男鹿市が5分の2、潟上市が5分の3と、これは平成17年の市町村の合併時に確認されたと、それを踏襲すると、こういうことです。ここの部分はわかりました。

しかしながら、私が大綱質疑でも申し上げたとおり、いわゆる実績、搬入量をもって負担割合を決める、あるいはまた、現在もう17年から8年も合併から経過しておりまして、少なくとも未来永劫耐えられる形で決めるとするならば、現時点で、あるのは潟上市、そして男鹿市、この2つの自治体より存在しないんですね。だとすれば、当然、社会なり時代は進化していくわけですから、この現状において自治体同士、いわゆるフイフイフイフイ、ちょうど人口においてもさほど差がありません。あえて私やはりこれを引き継ぐとなれば、皆さんもご案内のとおり潟上市の下水道の普及率、あるいは男鹿市の下水道の普及率などを参酌しますと、ずっと潟上市の方が上であります。それはどういうことかと申しますと、搬入量、容積が少なくなっていくということが日増しに見えてくるわけでありまして、それからいきますと、いつまでたっても8年前、2年しまえば10年前の基礎算定によって引き継ぐということは、我々のやはり子々孫々に財政的な負担をどこまでも残しておくという結果になります。今、外交でありますから、互譲の精神で譲らなきゃならないということは、この間、市長も答弁しておりましてわからないでもないのですが、私やはりある程度、10年なら10年のスパンが過ぎたら、合併特例債の、あるいはまた交付金等の変化も出てきますから、やはりきちっと男鹿市との協議をするのだということをややはり付帯条件としてつけておくことが、今この潟上の政治をややはり担う市長であり、我々議員の、やはり大事な要素じゃないかなと思いますので、その点、議論はされたと思いますが、いま一度その点についてどういう具体の

論がされたのかお知らせいただきたいと思います。

あわせて、5分の1の部分の男鹿市の5分の2、潟上市の5分の3を、5分の2.5と、いわゆる平等にやった場合の金額的な差異というか、金額、5分の1と5分の3では当然違います。0.5の金額というのはどれぐらいになるのか、当然そこらは協議したと思います。それもやらないで、ただ上っかわの5分の2、5分の3、あるいはまた今から8年前の協議があったからそれを踏襲するのだと、外交といえども、やはり外交はやはり非常に弱い外交の仕方であったのかなと思います。少なくとも今の時代が必ずやがて来る時代には問われますので、この点について財政負担が伴うということは、その部分だけ将来の住民ニーズに応えることができないと、財政上、そういう側面が出てくるわけですから、どうかひとつその金額は、この0.5というものはどれぐらいの金額ではじき出すことができるのか、この2点についてお答え求めます。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 17番さんにお答え申し上げます。

1番目の、いわゆる2分の1、利用率、それから人口割にした方がいいんじゃないかという話は、委員会の中でも話されております。ただ、やはり平成17年、合併したときに3分の2、3分の1という考え方で踏襲してきました。その中で、いわゆる8年間、その考え方できた中で、いわゆるこの後どうしていくか、これは話し合いの中で、協議会の中で、やはり旧市町村の割合で今回もその枠組みを踏襲していくという考えが出されたという話でありました。そういうことで、我々もいわゆる2分の1、半分ずつにしたらいんじゃないかという話もしましたけれども、今までの枠組みがあると、そして17年から8年間をその枠組みでやってきたということになれば、この後、急にこのことを変えていくというのはなかなか難しいだろうということでありまして、いわゆる将来の負担につきましては交渉していくものと考えますけれども、時期的なことについては確実な、いつやります、やるという話はされておられません。

それとともに、今言った金額的な0.5%につきましての話し合いは、金額的な話はしておられません。

以上です。

○議長（千田正英） はい、再質問、17番。

○17番（堀井克見） 今、小林委員長から相当議論も重ねたと。しかしながら、相手もあることですから、現状においてはやむを得なかったという趣旨のお答えだと思います。

そのことについて、冒頭にも申し上げましたが、理解できないわけでもないのですが、今この時点において、やはりきちっとした取り組みをしておかないと、未来永劫このツケ、いわゆる十字架を私どものみならず子供なり孫までいくよと。男鹿市は、はっきり言ってこれ財政負担が伴うことですから、この場面でこう決まると、ほとんど将来とも譲るはずがありません。決めたことを何で朝令暮改するんだと、私が相手の立場だとそう言いますよ。ですから、ここの節目に、岐路に立ったときのやはり交渉というのは非常にハードでありますけれども、丁々発止を乗り越えて、少なくとも我々の子々孫々に十字架を残さない、負担を残さないような外交交渉というのが私はやはり求められるのだと。これは誰が主導的に交渉したのかわかりませんが、恐らく市長が提案者であります、市長が主導的にやられると思いますが、市長の心情も先般の答弁でわからないわけでもないのですが、やはりこういう取り組み方をしていくというのは、やはり潟上の姿勢ということで対男鹿のみならず、ちょっと話飛躍して大変恐縮ですが、広域消防等々なった場合においても、これももう即、負担金の交渉が非常にネックになっているという市長の答弁もありましたね。それが一つの悪しき前例になるということでもありますから、いわゆる外交的な敗北をすると、まずちょっと大げさですが、そういうふうになります、敗北というのは要するに市民負担をかけるということになりますので、やはりここら辺は、今日は相手もあることだし、恐らく搬入するということの関連予算も付帯的にもう出ていますから、反対するというわけにもいきませんが、少なくとも今後、消防等の広域合併等々においてはですね、こういうことの轍を踏まないように、やはり市長から自信を持ってですね、だめだったらしばらく決裂してもいいから主張すべきはするということを、今日、今ここでは市長に申し上げる場面ではありませんが、委員会としても今後はきちんと精査をしていただきたい。

最後に申し上げますけれども、やはり小林委員長に責任を、その責めを私するわけではありませんけれども、5分の2と5分の3だと。言ってみれば0.5の部分が金額的にどのぐらいなるのか、——まずね550万円という今、西村さんからの話もある。550万円って10年しまえば5,500万円なりますよ、そうでしょう、はっきり言って。5,500万といえば集会所2つぐらい建ちますよ。——1,000万、1,000万円だとすれば1億円なりますよ。ですから、まあまあ1,000万円という説と今550万円、少なくとも莫大な550万円、あるいはまた1,000万円と、これ税金550万円とか1,000万円、徴収するの大変ですよ、西村さんあなた一般質問したとおり。ですから、それだけ金には色もにおいも音も

ないんですよ。その部分において執行者とか為政者、我々はやはり為政者としての立場は非常に重いということをおきたいと思います。やはりその、ものを決めるときに委員長ね、私どもやはり信頼をして常任委員会に委ねているわけですから、数字、上っかわではなくして、税金の負担、メリット・デメリット、プラマイどれぐらいあるぐらい、最低これぐらいのやはり審査をしておいて、そしてやはり自信持って私ども本会議場に報告してもらわないと、意思表示の基準すらわからないということになりかねないので、今後ひとつ十分にひとつ配慮をしていただければ、思慮深く物事やってください。お願いをして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「休憩してください」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

.....
午前11時11分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 17番さんに、委員会の中でもいわゆるその8年間のあったと。堀井議員の話も、その内容についても大体同じような話も出ました。いわゆる17年から8年間、3分の2、3分の1とやっていると。ですから、この今回はじゃあ8年ぐらいは例えば5分の1の中身を5分の2、5分の3にしたらどうかと、こういう意見も出ました。8年過ぎたら平等にしたらいいいのでないかという話も出ましたけれども、そういう話があったということは確かです。しかしながら、今後、協議については、負担割合の協議については、この後時期を見て話しを設けましょうということで終わりました。

○議長（千田正英） 17番。

○15番（西村 武） 動議、何事も、何人もだ、議長が許さない限りは、これはやはり発言させてはだめですよ。ですから、堀井議員は先ほど終わったんですよ、一回終わったんですよ。終わりますって、こう言ったんですから、それでいいんじゃないですか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（千田正英） 議事進行します。

17番さんは、先ほど、これで質疑を終わりますということで宣言していますので、ほかに。

○17番（堀井克見） あなたは発言を許可したり、発言を止めたり、自由変幻自在で、あなたの議事整理権は尊重しますけども、今ね、じゃあ17番って言ったでしょう。ですから私は今、小林議員にまたもう一回最後だからということでお願いしたら、あなた認めたわけですよ、議長ね。認めないの。

○議長（千田正英） 議事運営の動議が出ましたので。

○17番（堀井克見） 認めない。

○議長（千田正英） 今、議事進行の動議、15番西村 武議員から。

○17番（堀井克見） いやいや、動議成立していないでしょう。議事運営上の発言をする、動議成立してないですよ。動議というのは1人では出せませんよ。

○議長（千田正英） 議事を進行したいと思います。

○17番（堀井克見） 発言許さないの、そうすれば。いや、許さなければ私やめますよ。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。9番。

（「ちょっと待ってください」の声あり）

○議長（千田正英） 先ほど17番さんは、質疑これで終わりますと言ったけども、まだ継続して質疑ありますか。

○17番（堀井克見） あります。

○議長（千田正英） じゃあ1回だけ。はい。

○17番（堀井克見） 最初からこうであれば何も今、どうのこうのということないわけで、不規則発言はお互いに慎みましょう。

小林委員長から、そういう話もあったやの今、話がありました。はっきり言って最初からそれがあればまた、私も物の言い方が違ってきますよ。あったやと、いわゆる8年間、17年からあったと。もう8年スパン延ばして行って、そのときにちゃらにしましょうという話でしたと思います。そういうことを委員会でやったと行ったって、本会議場で所管の委員長がきちっと報告する、それが議事録に残って初めて議会の議論の日の目を見たということになるんですよね。そういうことあったんですか、現実的に。だとすれば、そういうことがなくて、肝心かなめのこと、例えばあれでしょう、0.5%の部分の金額だってあなた最初の答弁ではないと言ったでしょう。野次飛んできた。そこか

辺がやはりきちっとして報告してもらわないと、意思判断をする、私はね基準がわからなくなっちゃいますよということなんです。あなたを責めるわけではありません、委員長ね。少なくとも、そういうことをきちっと残しておかないと、先ほど休憩中に市長の発言もありましたけれども、8年前に決めたとか決めてない、誰がどう決めて、議事録残っているのか。例えば男鹿との契約の中で一冊入っているのか、全くわからない。ただ、それを盾にとられて外交交渉していいのかということをお前は警鐘を鳴らしたと、こういうことなんです。ですから、市長とも特別責める気持ちはありませんが、互譲の精神と相手があることだということをお前段に申し上げながら言っているわけなんです。ですから、そこらは正確に所管の委員長として、あなたを責めるわけじゃないけれども、報告してもらわないと、答弁してもらわないと、こういう無用な議論に発展しかねないと、危険性があると、こういうことなので、最後、全体的に委員長、どうなんです。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 今、堀井さんが言われたんですけども、委員の中からはそういう意見は出ました。ただ、その意見は出ましたけれども、じゃあそれがどうなったかという話でなくて、こういう意見もありますよということで出ましたけれども、当局からはいわゆる協議については、将来的な負担割合については協議は時期を見て今後検討するという対応で、今後、検討時期を見て検討しますという話でしたので、そういう答えでした。やりますという話ではありません。検討しますという話でした。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長、どうも御苦労さんです。

まず、350万円をお支払いしたわけですけども、支払いするわけですけども、この当初はもっと請求があったように聞いておりますので、その辺のところの額もわかったら、委員会で審議されて、その経過、なぜ350万で収まったのか、多分もっともった多い額の請求であったはず。その部分が3分の1、3分の2が5分の3、5分の2のような割合負担になったのかということもはっきりしない、数字を読むとそういう気もするわけですよ。そうすると、委員会の中でそういうことの、どういう論議をしたのかということの説明をお願いしたいということと、先ほど市民生活部長からは、この建物の耐用年数、昭和衛生センターの方の耐用年数が50年という話の訂正がありました

が、その辺の認識の上で委員会の方で審議されたか、当局はその段階で訂正があったかどうか。いろいろな書類を見ますと、この建物は50年の耐用年数ではなくて60年となるように建設基準法のいろいろな資料を見ますとそういうふうになっているわけで、そうしますと、現在あの建物を建てた段階での市債、昭和町時代の町債の残り、残、幾らあるのかと、この辺の部分も審議されたかどうか、ご見解といたしますか、状況をご報告いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 9番さんにお答えします。

いろいろその350万がどういう経緯で決まったかという話については、今回は話はしておりません。ただ、今回の中身につきましては25年と申しますと1億1,800万円から1億300万円になるということで、1,500万円ぐらいの減になりますという話はされております。今後、29年頃までは1,500万円から2,000万円ぐらいの減額になるのではないかと話されておりました。そういうことで我々は中身については経費削減になるということで全員一致で原案どおり可決したものであります。

○議長（千田正英） 再質問。

○9番（戸田俊樹） 委員長、まずその350万円になった経緯、その当初の船越漁協からの要望額は幾らであったか、その部分をちょっとご説明ください。そういう話もしなかったのであればしなかったでいいですよ。ただ、裏にそういうことの流れがあるわけですから、当然委員会としてはその辺の経過的なことも話し合いされたと思いますので、その辺のこともお願いします。

○議長（千田正英） あくまでも規約の一部の変更に対してです。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 今回はそういう、その中身についての話はしておりません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数です。したがって、議案第71号、男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部を変更する規約の協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

.....
午前11時25分 再開

○議長(千田正英) 再開します。

次に、議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。5番菅原理恵子議員。

○5番(菅原理恵子) 委員長、御苦労さまです。

給付金が年々増額していきます。それで、この給付金抑制についての施策とかは検討なさったでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長(千田正英) 11番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(小林 悟) 5番さんにお答えします。

いずれ高齢者がどんどん増加していく中で、これは増えていくことと思われま。ただ、それに対して対応策というよりも、基金を設けております。今回、基金がありまして、今現在の金額では7,000万円くらい基金がたまっております。これを使いながら不足のないようにしていきたいという考えでありますけれども、そういう状況です。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。はい、5番。

○5番（菅原理恵子） 基金を取り崩して使っていくということでしたけれども、抑制に対しての施策は何も考えていないということですね。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 抑制って、まず予防的なことを考えておりますけれども、いわゆるそれについて、医療関係とかそれについて少なくしていく、いわゆる予防医療とかそういうのは考えておりますけれども、ただ、それを止めるというのはなかなかいかないと思います。高齢化が進んでくれば必ず増えていくものと考えますので、基金で対応していきたい、そしてその基金の最終目的、今のところまだ幾らということもは考えておりませんが積み立てていきたいという考えであります。

○議長（千田正英） 5番、再々質問ありますか。

○5番（菅原理恵子） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第11号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり

採択することに決定しました。

次に、陳情第12号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第15号を採決します。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第17号、年金2.5%の削減中止を求める意見書の陳情の質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（藤原典男） 陳情書をよくご覧になっていただければわかりますけれども、年金2.5%の削減というのは11月16日の国会で決まったことなんです。それで、この陳情書の、社会厚生常任委員会の報告を見ますと、社会保障制度改革国民会議で審議・検

討することとされておりと書いてありますが、正確には国会で決まったものを、この年金の削減のところだけ、社会保障制度改革国民会議で審議・検討するということには日程的には上がっていないはずなんです。ですからこの文章は、国会では決まったものということで今後の動向を見ながら継続審議としましたというのが正確なんじゃないですか。そう思いますけれども。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 14番さんにお答えします。

確かにそのような表現をした方がよかったと思います。

○議長（千田正英） 再質問はありますか。14番。

○14番（藤原典男） そうすれば、この文章というのは、もう残っていきますから、今、委員長の言ったように、そのようにした方がいいということであれば、やはり私は訂正すべきだと思いますよ、正確じゃないですから。議事録でみんな残っていくわけでしょう、どうですか、そこら辺は。議長にもお諮りしたいんですけども。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） もしその表現的なものがふさわしくないとなれば、訂正してもよろしいかと思えます。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

.....
午前11時39分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第17号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

.....
午前11時50分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（藤原典男） 平成24年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成24年12月10日
2. 出席委員 鈴木斌次郎、澤井昭二郎、菅原久和、佐藤義久、佐藤 昇、
藤原典男
3. 欠席委員 岡田 曙。通院のため欠席しております。
4. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長、班長
5. 書記 産業建設部都市建設課 黒澤博志さんをお願いしております。
6. 審査の経過と結果について報告致します。

議案第64号、潟上市水道水源保護条例（案）について。

本条例は、水道法第2条第1項の規定に基づき、本市の水道にかかわる水質の汚濁を防止し、清浄で安定的な水を確保するため、その水源の保護及びかん養を図り、もって住民の生命と健康を守ることを目的として定めるものです。

委員からは、1) 水源保護地域の指定箇所について、2) 指定した場合の範囲の規模について、3) 既設事業場の取り扱いについて、4) 審議会委員の構成について、5) 新迫分浄水場稼働時の現迫分浄水場の取り扱いについて質問があり、当局からは、1については、現在の水源地7箇所と新迫分浄水場について、それぞれ水道水源保護地域を指定します。2については、水源地ごとの取水による水位変動域を考慮し、審議会で検討していただきます。3については、既設事業場については、今後、水道水源保護条例の内容について説明し、事業場の規模について調査します。4については、大学教授、秋田県水道班職員、潟上市水源地地元住民、潟上市元水道職員等の委員をお願いする予

定です。5については、現在の追分浄水場の施設は廃止するが、土地は売却することなく水源地として残し、今後の長期水道事業計画で検討しますとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について報告します。

歳入について。

13款2項3目農林水産業費国庫補助金は1,000万円の増額で、水産物供給基盤機能保全事業費補助金です。

14款2項5目農林水産業費県補助金は151万円の増額で、森林整備地域活動支援交付金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

6款1項4目農地費は2,612万9,000円の減額で、主なものは、天塩地区基盤整備事業並びに野村地区ストックマネジメント事業にかかわる負担金の減額によるものです。

6款2項1目林業振興費は151万円の増額で、森林経営計画策定にかかわる森林整備地域活動支援交付金です。

6款3項1目水産業振興費は1,990万円の増額で、主なものは天王漁港の機能保全にかかわる工事請負費です。

委員からは、施工箇所、また、航路の浚渫は含まれているか質問があり、当局からは、施工箇所は天王漁港の北防波堤と物揚場の老朽化に対応した補修工事を行うもので、航路の浚渫は含まれていないという回答がありました。

また、なぜ当初予算に計上しないのか質問があり、当局から、今回は経済対策の一環として国の予備費が割り当てられ、補正予算として計上したものであるという回答がありました。

7款1項2目観光費は200万9,000円の増額で、天王温泉くらのジャグジー循環ポンプ、ブルームッセあきたの暖房機など4カ所の修繕料です。

7款1項3目地域活性化イベント事業費は126万8,000円の減額で、主なものは、天王グリーンランドまつりにかかわる委託料並びに使用料及び賃借料で、契約差額による減額です。

8款2項2目道路新設改良費は、13節委託料と15節工事請負費との組み替えで委託料が1,500万円の増、工事請負費が1,500万円の減額です。

委員から、補修事業が2橋になった理由について質問があり、当局から、中分水橋は老朽化が著しく、補修から架け替えに工法変更となることから次年度の工事としたこと、江川こ線橋については早急な補修の必要がないことが判明し、次回の点検へ回すこととしたとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について報告します。

歳入歳出にそれぞれ152万2,000円を増額し、総額1億6,691万8,000円とするもので、歳出の主なものは、豊川地区排水施設の修繕料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ427万3,000円を減額し、総額を11億5,670万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、公課費及び償還金利子及び割引料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入について、繰入金24万7,000円を減額し、繰越金24万7,000円を増額とするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ9万8,000円を増額し、総額を48万1,000円とするもので、管理会の開催回数の増に伴う委員報酬及び費用弁償です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第80号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について。

収益的支出に723万3,000円を増額し、事業費用を5億5,808万5,000円とするもので、主なものは、東北電力の燃料調整費の負担増による動力費の増額と受水費不足分と督促状・催告状郵送料不足分と水道水源保護審議会委員の報酬・費用弁償にかかわるもの

です。

資本的収入から2億9,653万6,000円を減額し5億8,827万8,000円とするもので、主なものは企業債3億円の減額と牛坂地区配水施設整備工事費増に伴う国庫補助金346万4,000円の増です。

今回の補正で資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,653万6,000円は、建設改良積立金2億円の取り崩しと損益勘定留保資金9,653万6,000円で補てんするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと致しました。

次に、陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について。

この法律に関連する法案は、既に先の国会で決定され、1世帯当たり年間1,200円の税負担となっておりますが、「地方財源」については充当されない内容となっております。よって、新たに陳情し採択されることは国民の負担増になりかねないので、不採択と致します。

本案は、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告ありました議案第64号、潟上市水道水源保護条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 委員会でどのような審議をされたかについてお聞きしますので、宜しくお願いします。

まず、この水道水源保護条例で、一般の方は決められた場合はその周辺について砂利の採取や産廃みたいな砂利を置くことができないということで、自己権利が規制されるわけです。これに違反すると科料があるんだということになってはいますが、現在、市の建設をする場合に、いろんな建物や道路の舗装、水道工事、下水道工事をやった場合の、その業者の残土の処理について市有地の方に一時預かりというようなことをやっている状況が見受けられるので、その辺のところについては、これはこの法に、条例に触れるのかどうかというような論議をしているかどうか、その辺の委員会の審議の経過をお聞きします。

以上です。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） この件については、審議されませんでした。

○議長（千田正英） 9番、再質問ありますか。

○9番（戸田俊樹） 審議されないということで、全会一致でこの条例は通すべきだということでしょう。あえて反対するものではございませんけれども、そういう現状のところの認識がされないまま、または当局もそういうところについて説明をしないまま、この条例は立派な条例だと、他の模範になるのだと、水源は、我々の水は、この地下水で何とか全家庭に優良な水を供給するのだという責務についてやっているわけですが、その辺のところについていろいろどうなっているのかどうかということについて、もうちょっと多岐にわたって、ただ単純なそのことでなくて、ほかのことについての審議状況はどうだったか宜しくご説明をお願いします。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 委員の中からは、鶴沼台の浄水場付近で砂利採取した後の砂の山盛りになっているところ、あそこについて質疑がありまして、そこについては新たに採っているとか、ほかからとか、あそこは砂利採取の許可を取っている業者が、あそこに一時的に砂の売買する業者が一時的にあそこに持ってきて、売るためにあそこを使っていると、そういう回答がありました。それ以外については質疑ありませんでした。ですから、そこについては当局はちゃんと調査して確認をしているということは確認しております。

それから、この条例については、既存の今、施設とかもありますし、いろいろな質疑の中で、ちょっと報告の中には触れておりませんでしたけれども、新たに取水する場合には現在の取水場所から半径200mから300m以内のところでは今後行わないようなことで委員会付託、審議会ができれば委員会に付託していく、そのような回答ありました。

以上です。

○議長（千田正英） 9番、再々質問ありますか。

○9番（戸田俊樹） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木嘉一） この件につきましては、先に事前協議ありましたときに少し申し上げておりますけれども、重ねて申し上げますが、一つは何か産廃の規制と、それから砂利採取の規制という、それを一つのメインにした保護条例だと考えております。一

つは、やはり上位法といいますか、秋田県にも公害防止条例というものがありまして、水質基準という部分もあります。いずれそんなところで、その辺のその調整というか、条例上の調整はなされたのかなということもあります。このことについては、やはり所管が本来からいうと環境衛生ということなので、市長部局の担当のところでやるべき条例なのかなと。それを水道部局でやったことによって水道の水源保全ということになったけれども、地下水そのものについてはやはり秋田県全体としては水質の保全という、公害防止条例になりますので、それらの思想をやはり引き継いでやるべきであったけれども、その点についての委員会でいろいろ質疑がありましたか。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 秋田県の条例に基づく産廃、そしてまた砂利採取のその条例についての審議ということについては、審議されませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） 19番、再質問。

○19番（佐々木嘉一） ところで、本市のいわゆる地下水のその賦存状況といいますか、この前も申し上げましたけれども、いずれいろんな施設がありまして、雄物川の河口のいわゆるそれが下に砂利がたまって流れているというような説と、秋田大学の肥田登教授は、いやいやそうじゃなくて、やはり鍋の底にいわゆる水がたまったような状態で、地下、いわゆるその砂によって何とといいますか、濾過されてなっていると、そのようないろいろな論がありまして、この砂丘地の地下水については定説がないわけでありまして。

そういう中で、水田の、いわゆるその指定ポンプ場7カ所、あるいはその範囲、この前200メートルということであったけれども、それらを指定区域にすると。将来は財産権の侵害にもなるので、基金をつくって土地の買い取りもするというようなお話もありました。そのようなことではありますが、まず市民に対しての地下水の保護を啓発することもあります。そういう具体的な、いってみれば審議会の委員の方々がそれなりの知識と知見を持った方々ですので、それらの委員の方々のあれもあると思うんですが、そうしたことでこの条例を具体的にやっていくために、いわゆる具体化して市民にPRする、あるいは地下水を将来とも保全するという中で、この条例で全部賄うことが、いわゆるそのできるのかどうかというのがまず疑問ですが、当面はどういうところからやるというような、そういう一つの委員会での、あるいは当局からの説明ありましたらひとつお知らせください。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 今現在、7カ所については、追分水源地、出戸、それから鶴沼台、二田、一向、羽立北野とか大郷守とか7カ所と、あと今の新追分水源地を合わせて8カ所なんですけれども、まずそこを将来どういうふうにするのかはまだ決まっておりませんが、まずそこを保護していくと。それで、詳しいことについては審議会を立ち上げて専門家、それから地域住民の方、それから元水道局とか秋田市の関係もいろいろありますので、その方と審議会を通していろいろなものを決めていくということに当局から説明されております。よろしいでしょうか。

○議長（千田正英） 19番。

○19番（佐々木嘉一） 最後でございますが、いわゆる審議委員の方々は非常に、恐らくこの砂丘地の地下水の賦存状況、あるいは流れがあるのか、たまりなのか、なかなかそれらをはっきり言える委員はおるのかどうか私わかりませんが、いずれはそうした調査も当然必要になってくるだろうと思います。いずれそうしたことで、やはり地下水の分布、あるいは賦存、あるいは流れというものをきちんとやはり調査してみることも必要じゃないのかなと、その中で、この後、地域指定の問題もあるし、財産に対しての拘束もかかります。そういう面からすると、そういうやはり地下水の状況の調査ということもあるのではないのかなと、いわゆるその条例の中に、それらもやはり盛るべきことではなかったのかなということ、そんな議論はありませんでしたか。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） いずれとしまして、委員の方から大郷守の水源地について質問がありました。ここについては一日最大4,600^mを取水した場合、地下水位は2.5mまで下がって、それで取水ポンプを停止した場合は1時間で水位は回復するということが水位の低下と回復の時間については、ここの部分についてはこういう報告があつて調査しているということでございます。これ以外については、委員からはほかの水源地については、特別な水位の低下とか回復の状況とか、そのことについてはお話ありませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第64号、潟上市水道水源保護条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算(第1号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第80号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立ゼロということで、委員長の報告のとおりでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) したがって、陳情第7号は不採択とすることに決定しました。

それでは、これより平成24年度各会計補正予算(案)について、順次討論、採決を行います。

最初に、議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第72号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第6号)(案)については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第73号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第74号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第75号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第76号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第77号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第78号、平成24年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第79号、平成24年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第80号、平成24年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これをもちまして平成24年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでございました。

午後 0時26分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 戸 田 俊 樹

〃 署名議員 佐 藤 義 久